

令和3年度第1回佐倉市総合教育会議

1. 日 時 令和3年7月21日（水）書面開催

2. 報告事項

- (1) 令和2年度 教育大綱に基づく主要施策の実施状況について
 - (2) 令和3年度 教育大綱に基づく佐倉市の教育施策について
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に係る対応について
 - (4) いじめ問題に関する取組状況について
-

会議資料

- ・構成員名簿
- ・資料1 令和2年度 教育大綱に基づく主要施策の実施状況
- ・資料2 令和3年度 教育大綱に基づく佐倉市の教育施策
- ・資料3 新型コロナウイルス感染症に係る対応について（学校教育）
- ・資料3-2 新型コロナウイルス感染症に係る対応について（社会教育）
- ・資料4 いじめ問題に関する取組状況について

令和3年度 第1回総合教育会議出席者名簿

(構成員)

佐倉市長	西田 三十五
佐倉市教育委員会教育長	茅野 達也
佐倉市教育委員会教育長職務代理者	関山 邦宏
佐倉市教育委員会委員	菅谷 義範
佐倉市教育委員会委員	熊倉 夏子
佐倉市教育委員会委員	小菅 広計

(説明職員)

企画政策部長	前原 一義
企画政策部 企画政策課長	上野 直哉

教育委員会 教育部長	花島 英雄
教育部参事 (学務課長事務取扱)	前原 美智雄
教育総務課長	曾山 澄雄
指導課長	松丸 晴久
教育センター所長	佐藤 克巳
社会教育課長	高橋 慎一
文化課長	宍戸 信

(事務局職員)

企画政策課主任主事	田中 蘭巴
教育総務課教育総務班長 (企画政策課併任)	山田 智之
教育総務課企画財務班長 (企画政策課併任)	平野 昌彦
教育総務課主任主事 (企画政策課併任)	實川 和博

令和2年度 教育大綱に基づく佐倉市の教育施策《重点事業》

～わたしの輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり”～

基本方針1

生きる力を育む学校教育を充実させ、人権・平和教育を推進します

No. 1 教育ビジョン体系ー(1)学力向上・学習内容の充実に取り組みます ①確かな学力の向上 【教育センター】

事業名	◎ 佐倉市学習状況調査の実施		【重点事業】
事業内容	小中学校の学習指導要領に基づく、国語、算数・数学、理科、英語の基礎的な学習の一部と国語、算数・数学の知識・技能等を活用する力、及び学習意識等についての状況調査を行います。佐倉市独自の問題を作成し、市内全ての中学生を対象に実施します。		
進捗概要	上半期(4月～9月) ・過去3年間の経年変化を配付しました。 ・作成委員会を決定しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、第1回の作成委員会は中止しましたが、第2回は開催しました。 ・今年度の実施と問題の方向性を決定しました。今年度から全小学校で英語を実施することとしました。		下半期(10月～3月) ・第3回作成委員会を開催し、今年度の調査問題を検討しました。 ・第4回作成委員会を開催し、今年度の調査問題の設問を決定しました。 ・児童・生徒に対する学習意識等に関する調査、教諭・講師等に対する意識調査を実施しました。到達度調査は令和3年度の4月に延期し、実施しました。
取組目標	平均正答率(通年) 2年度末の目標(値) 2年度末の実績(値) 5年度末の目標(値) 基礎学力90.0% 活用力70.0% 基礎学力80.2% 活用力70.5% 基礎学力90.0% 活用力70.0%		
最終目標	佐倉市学習状況調査を基に、集計・分析し、その活用の充実を図り、授業の改善と学力の向上を目指します。		

No. 2 教育ビジョン体系ー(2) 豊かな人間性を育む教育に取り組みます ①心の教育の充実 【教育センター】

事業名	◎ 佐倉の地域性を生かした道徳教育の推進		【重点事業】
事業内容	道徳副読本「佐倉の道徳」及び佐倉学道徳教材の活用状況を調査し、その結果から道徳教材検討委員会において教材等の改訂を検討していきます。また、佐倉を素材とした新たな教材の開発を行うとともに活用を図ります。		
進捗概要	上半期(4月～9月) ・佐倉学道徳副読本の改訂中の資料を使用した授業実践について、小学校2校中学校1校へ依頼しました。 ・佐倉学道徳教材検討委員会を実施し、副読本の改訂に向けた教材の作成と指導案作成を行いました。		下半期(10月～3月) ・佐倉学道徳教材検討委員会を実施し、副読本の改訂に向けて指導案作成を行いました。 ・佐倉学道徳副読本及び教材の活用状況調査を行い、結果を分析し、さらなる活用の働きかけを行いました。
取組目標	道徳教材・副読本を活用した道徳授業実施率 2年度末の目標(値) 2年度末の実績(値) 5年度末の目標(値) 100% 100% 実施率100%		
最終目標	佐倉の地域性を生かした道徳教材・副読本を活用し、授業実践の充実を目指します。		

〔基本方針1〕生きる力を育む学校教育を充実させ、人権・平和教育を推進します

No. 3 教育ビジョン体系ー(2) 豊かな人間性を育む教育に取り組みます ②学校教育における「佐倉学」の推進 【指導課】

事業名	◎ 学校教育における佐倉学の推進		〔重点事業〕
事業内容	全小中学校において、教育課程の中に佐倉学を位置付け、教科等で実践します。佐倉学の資料として、佐倉学副読本を小中学校で活用することにより、子ども達の郷土を愛する心を育てます。また、佐倉学研修会を開催し、佐倉学への理解促進を図ります。		
進捗概要	上半期(4月～9月)		下半期(10月～3月)
	・各小学校の6年生児童に改定版佐倉学副読本「ふるさと佐倉の歴史」を配付しました。 ・佐倉学の研究モデル校で「佐倉学を通した教科横断的な学習の工夫」についての研修を進めました。	・佐倉学の研究モデル校で「佐倉学を通した教科横断的な学習の工夫」についての研修を進めました。 ・来年度の6年児童に向けて佐倉学副読本「ふるさと佐倉の歴史」の改訂・配付準備を進めました。 ・令和2年度「佐倉学検定」を実施し、小中学生約1000名が受検しました。	
取組目標	佐倉の歴史や自然に興味があると回答する児童生徒の割合 2年度末の目標(値) 2年度末の実績(値) 5年度末の目標(値) 65% 61.7% 70%		
最終目標	佐倉学を一層充実させ、ふるさと佐倉に愛着を持ち、佐倉の歴史や自然に対する、児童生徒の興味・関心を高めることを目指します。		

No. 4 教育ビジョン体系ー(2) 豊かな人間性を育む教育に取り組みます ④食育の推進・健やかな体の育成 【指導課】

事業名	◎ 児童生徒の体力向上の推進		〔重点事業〕
事業内容	教師の指導力と資質の向上を図るため、実技研修を行います。 児童生徒の体力の向上と健康の保持増進を図るために、佐倉市文化祭小中体育大会を企画運営します。また、新体力テストにおいて体力優良の児童生徒には、体力優良証等を交付します。 さらに、小中体連主催・教育委員会と共に競技大会に児童生徒が参加するための費用の一部を補助します。		
進捗概要	上半期(4月～9月)		下半期(10月～3月)
	・8/20体育主任研修会を実施する予定でしたが、コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。 ・県新人体育大会等に参加した児童生徒に対して、大会の派遣費及び宿泊費の一部を補助しました。		・10/24第66回佐倉市文化祭小中体育大会を開催する予定でしたが、コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。 ・体力優秀な児童へ、佐倉市体力優良証を授与する予定でしたが、(小学校1～4年生)今年度は、体力テストを実施していないため、交付を行いませんでした。
取組目標	小1～4年体力優良証及び小5・6年、中1～3年新体力テストA判定を受けた児童生徒の割合 2年度末の目標(値) 2年度末の実績(値) 5年度末の目標(値) 優良証35%、A判定小40%中30% 一（未実施のため） 優良証35%、A判定小40%中30%		
最終目標	教員の指導力向上と児童生徒の運動習慣の育成により、児童生徒の体力の向上を目指します。		

〔基本方針1〕生きる力を育む学校教育を充実させ、人権・平和教育を推進します

No. 5 教育ビジョン体系ー(2) 豊かな人間性を育む教育に取り組みます ④食育の推進・健やかな体の育成 【指導課】

事業名	◎ 食育の推進			[重点事業]		
事業内容	学校給食への地場産物の使用や栄養教諭・学校栄養職員による食育の推進、給食の試食会など、学校給食を生かして、児童生徒及び地域・家庭における健康教育の推進を図ります。					
進捗概要	上半期(4月～9月)		下半期(10月～3月)			
	<ul style="list-style-type: none">・食に関する指導の全体計画の作成、見直しを全校に指示し、作成が完了しました。・新型コロナウイルス感染予防のため、衛生面に配慮した給食を実施しました。・佐倉市教育の日(11月16日)に「城下町佐倉・江戸ぐるめ献立」を全校で実施しました。・12月にクララホイットニー献立を実施しました。・1月の全国学校給食週間中に、地場産物を多く取り入れた「佐倉うまいもの自慢給食」を実施しました。					
取組目標	食に関する指導の全体計画の作成学校数 2年度末の目標(値) 34校 2年度末の実績(値) 34校 5年度末の目標(値) 34校					
最終目標	学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導により、児童生徒が食に関する正しい理解と適切な判断力を持つことができるよう、食育の充実を目指します。					

〔基本方針2〕学校・家庭・地域が連携・協働し、安心できる教育環境を整備します

基本方針2

学校・家庭・地域が連携・協働し、安心できる教育環境を整備します

No. 6 教育ビジョン体系ー(3)良好な学習環境を整備します ①学校の施設整備の推進

【教育総務課】

事業名	◎ 幼稚園及び小中学校施設の環境整備		〔重点事業〕
事業内容	建築基準法の旧基準(昭和56年以前)により建設された、幼稚園及び小中学校校舎及び体育館の改築及び耐震補強工事を平成27年度までに完了させ、さらに安全な施設を確保するため、体育館屋根等落下防止対策を進めてきました。今後は更なる環境整備に向け、トイレの改修工事を進めていきます。 また、老朽化した施設設備の更新を行います。		
進捗概要	上半期(4月～9月) ・弥富小学校体育館大規模改修工事を実施 ・小学校6校のトイレ改修工事を実施 ・小学校6校のトイレ改修設計を実施		下半期(10月～3月) ・弥富小学校体育館大規模改修工事(2月完了) ・小学校6校のトイレ改修工事(12～3月完了) ・小学校6校のトイレ改修設計(3月完了)
取組目標	学校施設において必要とされるトイレ改良事業実施校 2年度末の目標(値) 2年度末の実績(値) 5年度末の目標(値) 6校 6校 23校、2園		
最終目標	教育施設の利便性を向上させ、安全・安心な教育環境と避難所の確保を目指します。		

No. 7 教育ビジョン体系ー(3)良好な学習環境を整備します ①学校の施設整備の推進

【指導課】

事業名	◎ 給食施設設備の整備		〔重点事業〕
事業内容	衛生的で機能的な給食施設・設備を維持するための補修や、耐用年数を超えた備品の入れ替え等を実施します。		
進捗概要	上半期(4月～9月) ・寺崎小学校外1校厨房備品購入 ・小中学校給食施設・物品の修繕を行いました。 ・小中学校給食備品の購入を行いました。 ・厨房設備・備品の分解清掃を行いました。		下半期(10月～3月) ・根郷中学校外1校厨房備品購入 ・佐倉中学校の洗面設備改修を行いました。 ・井野小学校給食用リフト修繕を行いました。 ・小中学校給食施設・設備・物品の修繕を行いました。 ・小中学校給食備品の購入を行いました。
取組目標	食中毒事故発生件数 2年度末の目標(値) 2年度末の実績(値) 5年度末の目標(値) 0件 0件 0件		
最終目標	給食施設設備に起因する食中毒事故が発生しないことを目指します。		

〔基本方針2〕学校・家庭・地域が連携・協働し、安心できる教育環境を整備します

No. 8 教育ビジョン体系ー(3)良好な学習環境を整備します ②学校の教育環境の整備

【学務課】

事業名	◎ 小規模校学校活力の向上		〔重点事業〕
事業内容	弥富小学校及び和田小学校については、学級編制基準に基づく複式学級になることから、一学年一学級の指導体制を維持するため、小規模特認校に指定することで市内全域から弥富小学校及び和田小学校へ転入学を受け入れます。また、学校支援補助教員を配置し、指導体制の充実を図ります。		
進捗概要	上半期(4月～9月) ・児童数増加へ向けての取組 ⇒すずかけプラン会議(弥富小)中止 ⇒リーフレットとポスターを作成(弥富小・和田小) ・学校支援補助教員1名ずつを配置(弥富小・和田小) ⇒きめ細かな指導		下半期(10月～3月) ・児童数増加へ向けての取組 ⇒こうほうさくら→児童募集の記事を掲載 ⇒リーフレットとポスターを小中学校や公共施設に配布、掲示 ⇒すずかけプラン会議を実施(弥富小) ・小規模特認校公開授業(弥富小・和田小) ・学校支援補助教員1名ずつを配置(弥富小・和田小) ⇒きめ細かな指導
取組目標	小規模特認校制度による転入学者児童数(全学年合計) 2年度末の目標(値) 2年度末の実績(値) 5年度末の目標(値) 12名 16名 12名		
最終目標	小規模校の複式学級を解消し一学年一学級体制を確保するため、市内全域から児童を受け入れ、学校の活性化を図るとともに、少人数によるきめ細かな指導及び地域と連携した特色ある教育活動を目指します。		

No. 9 教育ビジョン体系ー(3)良好な学習環境を整備します ③一人ひとりのニーズに応じた教育の推進 【教育センター】

事業名	◎ 特別支援教育の推進		〔重点事業〕
事業内容	佐倉市教育委員会の諮問に応じ、発達に課題のある幼児児童生徒の就学指導等に関し答申する「佐倉市教育支援委員会」を開催し、特別支援教育を推進します。 発達に課題がある幼児児童生徒への個別の教育支援計画の作成を促進して、学習及び学校生活の支援を行うため、特別支援教育支援員を配置します。		
進捗概要	上半期(4月～9月) ・4月に特別支援教育支援員及び特別支援教育担当者の研修会を開催しました。 ・個別の教育支援計画作成について、各校へ通知及び、働きかけを行いました。 ・7月の特別支援教育支援員研修会は、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止しました。		下半期(10月～3月) ・10月、11月、1月の3回、佐倉市教育支援委員会を開催し、適正な就学に向けた審議を行いました。 ・特別支援教育支援員全員を対象に、面談を実施し、勤務状況の把握及び次年度の希望等を確認しました。 ・学校訪問及び特別支援教育校内研修会等の指導の中で、合理的配慮の在り方や適切な支援の方法等について指導を行いました。
取組目標	幼小中学校における個別の教育支援計画作成率 2年度末の目標(値) 2年度末の実績(値) 5年度末の目標(値) 100% 100% 100%		
最終目標	対象となる幼児児童生徒について個別の教育支援計画の作成を促進するとともに、特別支援教育支援員の資質向上を図ることにより、特別支援教育体制の充実を目指します。		

〔基本方針2〕学校・家庭・地域が連携・協働し、安心できる教育環境を整備します

No. 10 教育ビジョン体系ー(4)地域に開かれた学校運営を行います ①地域に開かれた学校づくり 【教育総務課】

事業名	◎教育懇話会の開催		〔重点事業〕	
事業内容	教育懇話会を「佐倉市教育の日」に関連した行事のひとつとして位置付けます。 学校行事である「教育ミニ集会」との共催事業として、保護者、地域住民と教育委員、教育委員会職員がともに意見交換を行う場を設けます。 テーマを設定し、グループ(保護者・教員・地域住民等で構成)での意見交換等を通して、佐倉の教育について、共に考える機会とします。			
	上半期(4月～9月)		下半期(10月～3月)	
進捗概要	新型コロナウィルス感染症感染拡大防止のため、教育懇話会の中止を決定。(6月)			
取組目標	教育懇話会が有意義であったと回答する参加者の割合	2年度末の目標(値) 100%	2年度末の実績(値) —(事業未実施のため)	5年度末の目標(値) 100%
最終目標	市民と共に佐倉の教育について考え、今後の教育施策に生かすことで地域に信頼される学校づくりを目指します。			

No. 11 教育ビジョン体系ー(4)地域に開かれた学校運営を行います ①地域に開かれた学校づくり 【学務課】

事業名	◎通学路の安全確保		〔重点事業〕	
事業内容	児童生徒の登下校時の交通安全の確保を図るとともに、不審者対策を推進します。 学校、保護者、スクールガードボランティアなど地域の方々との連携により実施するアイデアプロジェクトを継続するほか、警備業者委託による登下校時の巡回パトロールや、教育委員会事務局職員による専用車(青パト:青色回転灯装備車)を用いた巡回パトロール実施により、児童生徒の登下校時の安全を確保します。			
	上半期(4月～9月)		下半期(10月～3月)	
進捗概要	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウィルス感染症感染拡大防止のため、佐倉市スクールガードフォーラムの中止を決定。(6月) ・業者委託による巡回パトロール ⇒毎週報告書を提出→状況の把握。 ⇒不審者情報→重点警備を依頼 ・事務局職員による下校時通学パトロール ⇒出張時にも青色回転灯装着車を使用 →パトロールの機会を増加 →下校時に重点パトロール ・パトロールベスト等、要望に合わせて配付。 		<ul style="list-style-type: none"> ・業者委託による巡回パトロール ⇒毎週報告書を提出→状況の把握。 ⇒不審者情報→重点警備を依頼 ・事務局職員による下校時通学パトロール ⇒出張時にも青色回転灯装着車を使用 →パトロールの機会を増加 →下校時に重点パトロール ・台風や大雨等での被害を受けた通学路の確認や学校への情報提供。 ・不審者情報 ⇒ホームページへ掲載し、情報提供 ・スクールガードボランティアの募集 ⇒広報誌や学校だより等での呼びかけ 	
取組目標	スクールガードボランティア参加者数	2年度末の目標(値) 10,000名	2年度末の実績(値) 10,355名	5年度末の目標(値) 10,000名
最終目標	スクールガードボランティアとの連携を図り、巡回パトロールを実施することで、児童生徒が安心して登下校できる環境づくりを目指します。			

〔基本方針2〕学校・家庭・地域が連携・協働し、安心できる教育環境を整備します

No. 12 教育ビジョン体系ー(4)地域に開かれた学校運営を行います ①地域に開かれた学校づくり

【指導課】

事業名	◎ 学校運営委員会を活用した開かれた学校づくりの推進		〔重点事業〕						
事業内容	学校運営委員会は、保護者や地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、よりよい教育の実現に取り組む制度です。 地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことで、地域が活性化される効果も期待できるものです。ボランティアを旨とする活動として、保護者や地域住民の主体性を生かした運営を推進します。								
進捗概要	上半期(4月～9月)		下半期(10月～3月)						
	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、学校運営委員会を実施できませんでした。		書面開催を含め、感染対策をしたうえで、学校運営委員会を実施しました。						
取組目標	学校運営委員会設置学校数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">2年度末の目標(値)</td> <td style="text-align: center;">2年度末の実績(値)</td> <td style="text-align: center;">5年度末の目標(値)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10校以上</td> <td style="text-align: center;">9校</td> <td style="text-align: center;">10校以上</td> </tr> </table>			2年度末の目標(値)	2年度末の実績(値)	5年度末の目標(値)	10校以上	9校	10校以上
2年度末の目標(値)	2年度末の実績(値)	5年度末の目標(値)							
10校以上	9校	10校以上							
最終目標	学校運営委員会及び学校運営委員会準備校を増やしていくとともに、地域の創意を生かした学校づくりを進め、各校への導入と活動の発展を目指します。								

No. 13 教育ビジョン体系ー(5)安心して学校に通える環境を提供します ①いじめや不登校等への対応の充実 【指導課】

事業名	◎ いじめ防止対策推進事業		〔重点事業〕						
事業内容	平成25年9月施行の「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。 「佐倉市いじめ防止基本方針」及び、小中学校における「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対処のできるいじめ防止体制の整備を推進します。								
進捗概要	上半期(4月～9月) 4月の生徒指導担当者会議において、いじめ月例調査の説明を行いました。いじめの早期発見と迅速かつ正確な情報共有について依頼しました。学校支援アドバイザー会議において、休校明けの子供たちの状況把握と学校の組織的対応のための支援について改めて相互に確認し、具体的な助言につなげました。		下半期(10月～3月) 10月の生徒指導担当者会議において、いじめ月例調査で報告の多かった特徴的な事例について取り上げ、その対応についてグループ討議を行いました。学校支援アドバイザー会議を月に1度開催し、よりきめ細かで具体的な支援を進めることができるよう、情報交換を行いました。						
取組目標	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査におけるいじめの解消率 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">2年度末の目標(値)</td> <td style="text-align: center;">2年度末の実績(値)</td> <td style="text-align: center;">5年度末の目標(値)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">95%</td> <td style="text-align: center;">94%</td> <td style="text-align: center;">95%以上</td> </tr> </table>			2年度末の目標(値)	2年度末の実績(値)	5年度末の目標(値)	95%	94%	95%以上
2年度末の目標(値)	2年度末の実績(値)	5年度末の目標(値)							
95%	94%	95%以上							
最終目標	児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの解消率95%以上を目指し、未解消案件についても解消に向けて継続的に取り組むことを目指します。								

〔基本方針2〕学校・家庭・地域が連携・協働し、安心できる教育環境を整備します

No. 14 教育ビジョン体系ー(5)安心して学校に通える環境を提供します ①いじめや不登校等への対応の充実 【教育センター】

事業名	◎ 教育相談の充実		[重点事業]
事業内容	小中学校児童生徒の不登校、いじめ、虐待等の早期発見、早期解決や発達の不安等に対して、面接や電話による相談を行いながら、保護者や学校との連携を図り、指導助言を行います。		
進捗概要	上半期(4月～9月)		下半期(10月～3月)
	<ul style="list-style-type: none">・心の教育相談員8名を小学校8校に配置し、児童や保護者、教職員の相談に対応しました。・適応指導教室の運営を通して、不登校傾向の児童生徒の居場所を確保し、学校と連携して学校復帰に向けた指導・支援を行いました。・教育相談基礎講座は中止としました。		<ul style="list-style-type: none">・適応指導教室の運営をとおして、不登校傾向の児童生徒の居場所を確保し、学校復帰に向けた指導と支援を行いました。・面接・電話・訪問相談を行い、児童生徒の不登校や対人関係等の不安に対して、学校との連携を図りながら指導・支援を行いました。
取組目標	学校教育相談員や心の教育相談員等への相談件数		
	2年度末の目標(値)	2年度末の実績(値)	5年度末の目標(値)
	3,850件	3,142件	4,000件
最終目標	面接相談・電話相談の体制を整備し、教育相談、発達相談の充実を目指します。		

〔基本方針3〕生涯にわたる学びを支援します

**基本方針3
生涯にわたる学びを支援します**

No. 15 教育ビジョン体系ー(6)市民の生涯学習を推進します ①生涯学習の推進

【教育総務課】

事業名	◎ 「佐倉市教育の日」の推進		[重点事業]
事業内容	市民の教育に対する意識を高めるとともに、学校教育及び社会教育の振興により、本市の教育の充実及び発展を図ることを目的として、佐倉市教育の日を制定しました。 11月16日の佐倉市教育の日を中心として、教育関連行事を開催します。		
進捗概要	上半期(4月～9月) ・「佐倉市教育の日」の趣旨を市民に周知 (ホームページ更新) ・令和2年度関連行事照会・集計 ・定例教育委員会議において行事計画の報告(9月)		下半期(10月～3月) 【令和2年度 教育の日関連行事開催】 11月16日を中心に行事を開催 [教育の日関連行事周知・広報掲載] 11月1日号…各行事の案内と教育の日の由来を掲載。ホームページでも周知。 令和2年度実績照会及び集計
取組目標	各種関連行事への参加者人数 2年度末の目標(値) 2年度末の実績(値) 5年度末の目標(値) 参加者15,305名 参加者13,979名 参加者28,500名		
最終目標	佐倉市教育の日を中心として教育関連行事を開催し、PRに努め、市民の行事参加を通して、教育への参加意識を高めることを目指します。		

No. 16 教育ビジョン体系ー(6)市民の生涯学習を推進します ①生涯学習の推進

【中央公民館】

事業名	◎市民力レッジ		[重点事業]
事業内容	4年制の市民カレッジを開講し、高齢者教育を行い、地域で活動する人材の育成を図ります。		
進捗概要	上半期(4月～9月) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から休講を決定		下半期(10月～3月) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から休講を決定
取組目標	市民カレッジ在籍中及び卒業後のボランティア団体活動等への参加率 (市民カレッジ卒業時のアンケートにより集計) 2年度末の目標(値) 2年度末の実績(値) 5年度末の目標(値) 80% — (休講のため) 80%		
最終目標	生涯学習による暮らしの充実と自己実現、及び地域で活動する人材の育成を目指します。		

〔基本方針3〕生涯にわたる学びを支援します

No. 17 教育ビジョン体系ー(6)市民の生涯学習を推進します ①生涯学習の推進

【臼井公民館】

事業名	◎ コミュニティカレッジさくら			〔重点事業〕
事業内容	2年制のコミュニティカレッジさくらを開講し、地域課題解決への行動を起こすための手立てを学び、まちづくりに取り組む人材を育成する講座を開催します。			
進捗概要	上半期(4月～9月)		下半期(10月～3月)	
	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から休講を決定		新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から休講を決定	
取組目標	コミュニケーションカレッジさくら修了生の地域活動参加率			
	2年度末の目標(値)	2年度末の実績(値)	5年度末の目標(値)	
	80%	63.6%(令和元年度修了生)	80%	
最終目標	地域活動へ積極的に参画する、地域の担い手の育成を目指します。			

No. 18 教育ビジョン体系ー(6)市民の生涯学習を推進します ②生涯学習における「佐倉学」の推進

【社会教育課】

事業名	◎ 社会教育における佐倉学の推進			〔重点事業〕
事業内容	社会教育事業として、公民館、図書館等の各施設を活用し、佐倉学に関する事業を実施します。			
進捗概要	上半期(4月～9月)		下半期(10月～3月)	
	6月 佐倉学子供作品展中止決定 第1回佐倉学リレー講座中止	8月 第2回佐倉学リレー講座中止 第3回佐倉学リレー講座延期	9月 第4回佐倉学リレー講座中止 第1回佐倉学推進会議開催	10月 第2回佐倉学推進会議開催 11月 第5回佐倉学リレー講座実施 1月 第6回佐倉学リレー講座実施 2月 第3回佐倉学リレー講座中止 3月 第3回佐倉学推進会議開催
取組目標	佐倉学を知っている市民の割合			
	2年度末の目標(値)	2年度末の実績(値)	5年度末の目標(値)	
	21%	23.7%	24%	
最終目標	佐倉の特色である歴史、文化、自然等の学習機会を提供することで郷土への関心を喚起し、郷土愛を育むことを目指します。			

〔基本方針3〕生涯にわたる学びを支援します

No. 19 教育ビジョン体系ー(6)市民の生涯学習を推進します ④家庭教育の充実

【社会教育課】

事業名	◎ 家庭教育推進事業		〔重点事業〕
事業内容	参加者自らが子育てにおける家庭教育の重要性を認識し、問題解決を図ることができるよう講座や講演会を開催します。 ①学童期子育て学習(就学前児童の保護者対象)、②思春期子育て学習(中学入学前児童の保護者対象)、③子育て理解講座(中学生対象) 家庭の教育力向上のため、家庭教育学級の開設を市内幼稚園及び小中学校に委託します。		
進捗概要	上半期(4月～9月) 6月 子育て理解講座中止 家庭教育学級開設中止 家庭教育学級運営研修会中止 9月 家庭教育講演会実施(60名) 会場 白井公民館・オンライン視聴		下半期(10月～3月) 10月 学童期子育て学習講演会中止 家庭教育リーフレットの配布 (就学前児童保護者) 1月 思春期子育て学習講演会中止
取組目標	市内中学校における子育て理解講座実施達成率 2年度末の目標(値) 2年度末の実績(値) 5年度末の目標(値) 100% (11校/11校) 一(講座未実施のため) 100% (11校/11校)		
4年後の目標	保護者のみならず、社会全体で家庭教育を支える機運が醸成されるよう、学童期子育て学習、思春期子育て学習については100%実施を継続し、子育て理解講座も100%実施を目指すことで、学習機会の充実を図ります。		

No. 20 教育ビジョン体系ー(7)生涯学習の環境を整備します ②社会教育施設の整備の推進

【社会教育課】

事業名	◎ 佐倉図書館の整備		〔重点事業〕
事業内容	佐倉図書館は、老朽化及び狭隘化し、また、バリアフリー対応ができない現在の施設を移転建替えすることにより、幅広い世代にとって使いやすく、良好な環境で学習することができる生涯学習施設として整備します。併せて、子育て支援の機能などと複合化することにより、新町等旧佐倉地区の活性化にも資する拠点施設として整備を進めます。		
進捗概要	上半期(4月～9月) ・4月～8月 家屋・工作物補償調査契約、完了 ・6月 施設新築建築工事入札公告 ・7月 施設新築電気設備工事入札公告 ・7月 施設新築機械設備工事入札公告 ・8月 周知イベント『公共空間×移動図書館 ×豊かな日常』実施 ・8月 工事3件入札開札(仮契約) ・9月 工事3件契約議案可決(契約) ・9月 工事監理業務委託契約 ・9月 設計意図伝達業務委託契約		下半期(10月～3月) ・10月 周知イベント『公共空間×移動図書館 ×豊かな日常』→荒天により中止 ・11月 施設新築工事開始
取組目標	施設建設工事の進捗率 2年度末の目標(値) 2年度末の実績(値) 5年度末の目標(値) 20% 18.3% 100%		
最終目標	図書館機能と子育て相談等複合施設の各機能が融合し、利用者のニーズに合った生涯学習及び地域活性化の拠点施設を目指します。		

〔基本方針4〕歴史・文化資産の保全、活用を推進し、芸術・文化を振興します

基本方針4

歴史・文化資産の保全、活用を推進し、芸術・文化を振興します

No. 21 教育ビジョン体系ー(8)歴史・文化資産を保全・活用します ①歴史文化資産の保全・活用

【文化課】

事業名	◎ 井野長割遺跡の保全・整備と活用			〔重点事業〕	
事業内容	国指定史跡としての適切な維持管理を行います。 整備検討委員会を開催し、史跡の保存整備について検討を進めます。 学校や市民大学等への講師派遣や、普及活動を実施します。				
進捗概要	上半期(4月～9月)		下半期(10月～3月)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・井野小学校6年授業講師派遣(6/24、25 計137人) ・井野小学校6年土器製作講師派遣(7/16 137人) ・井野小学校6年土器焼成講師派遣(9/3 137人) ・草刈などの維持管理 				
取組目標	講師派遣を含む普及活動の実施回数		2年度末の目標(値)	2年度末の実績(値)	5年度末の目標(値)
	年10回		年10回	年10回	年10回
最終目標	史跡整備の検討を進めるとともに、普及活動の充実により、理解が深まることを目指します。				

No. 22 教育ビジョン体系ー(8)歴史・文化資産を保全・活用します ②佐倉の魅力の掘り起こし

【文化課】

事業名	◎ 文化財普及活動の推進			〔重点事業〕	
事業内容	文化財や歴史文化資産を周知するため、各種の普及事業を実施します。 文化財施設を整備し後世に伝えるとともに、内容・情報発信を工夫し、佐倉市の歴史や文化を市内外に広めます。				
進捗概要	上半期(4月～9月)		下半期(10月～3月)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・おうちで社会科見学 旧堀田邸VR(5/18～12/31 13,629人閲覧) ・文化財施設特別公開や甲冑試着会等は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止を決定 ・県内小学校向けに城下町佐倉ラベル学習ガイドマップの配布 				
取組目標	見学会、文化財施設の特別公開、講演会、講座等の参加人数		2年度末の目標(値)	2年度末の実績(値)	5年度末の目標(値)
	年間5,000名		年間14,335名	年間5,000名	
最終目標	文化財や歴史文化資産を周知し、理解・関心のある市民の増加を目指します。				

〔基本方針4〕歴史・文化資産の保全、活用を推進し、芸術・文化を振興します

No. 23 教育ビジョン体系ー(9)芸術文化の普及を推進します ①芸術文化の普及の促進

【文化課】

事業名	◎ 芸術文化の普及促進		【重点事業】
事業内容	佐倉市で行われた1年間の芸術文化関係のできごとやその時々のトピックを広く市民にお知らせする情報誌『風媒花』を発行し、情報発信に努めるほか、日本の名作映画上映会「キネマのタベ」を開催し、芸術鑑賞という文化活動の定着を目指します。 また、芸術文化の普及促進のため、市役所ロビーを利用したコンサートの開催や、佐倉市文化団体連絡協議会などの芸術文化団体の支援を行います。		
進捗概要	上半期(4月～9月) ・「キネマのタベ」 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見合わせ ・『風媒花』第33号発行 700部		下半期(10月～3月) ・「キネマのタベ」 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止
取組目標	風媒花の発行部数及びキネマのタベ開催回数 2年度末の目標(値) 2年度末の実績(値) 5年度末の目標(値) 700部／4回 700部／一回 700部／4回		
最終目標	『風媒花』の発行を継続するとともに、内容の充実を目指します。また、その他の事業についても、必要に応じて内容等の見直しを行うなどして、継続して芸術文化の普及促進を目指します。		

令和3年度 教育大綱に基づく佐倉市の教育施策

-わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとつづくり”-

基本方針1

生きる力を育む学校教育を充実させ、人権・平和教育を推進します

確かな学力

1. 確かな学力の向上〔指導課・教育センター〕

- (1) 全国学力・学習状況調査への参加。
- (2) 佐倉市独自の学習状況調査(国語、算数・数学、理科、英語)の実施。
【重点】佐倉市学習状況調査の実施
- (3) 主体的・対話的で深い学びを意識した授業改善の実施。
- (4) 一人一台タブレット端末を活用した学習の推進。
- (5) 好学チャレンジ教室等の開催。
- (6) 全小中学校への外国人英語指導助手(ALT)の派遣。
- (7) 研究指定校・研究モデル校の指定。
- (8) 幼稚園教育の推進。(市立幼稚園)
- (9) 社会科副読本「わたしたちの佐倉市3、4年生版」の作成・活用。
- (10) 小学校理科実験支援員の派遣。
- (11) 楽しい科学教室、児童・生徒科学作品展等の開催。
- (12) 思考力や判断力、表現力等を培う探究・協同型の授業改善の推進。

2. 教職員の質の向上〔教育総務課・学務課・指導課・教育センター〕

- (1) 教育委員等による定期的な学校訪問の実施。
- (2) 指導主事等による計画的な学校訪問の実施。
- (3) 【継続】教員の教材研究等に活用する教科書及び指導書の購入。
- (4) 「佐倉市教職員研修体系」に基づく研修会等の開催。
- (5) 佐倉市教育センター報告会の開催。

豊かな心

1. 心の教育の充実〔指導課〕

- (1) 佐倉学道徳副読本「佐倉の道徳」の活用。
- (2) 新たな佐倉学道徳教材や指導案の改訂。

【重点】佐倉の地域性を生かした道徳教育の推進

- (3) 学校における人権教育・平和教育の推進。
- (4) 小中学校におけるキャリア教育の推進。
- (5) 各種校外活動の実施。
- (6) 社会人活用による授業・部活動の充実。

2. 読書や芸術文化学習の支援・異文化理解の推進〔指導課・図書館・文化課・美術館〕

- (1) 楽しい英語教室の開催。
- (2) 小学校と図書館との連携による読書活動の推進。
- (3) 小学校訪問おはなし会の開催。
- (4) 小中学校への団体貸出の実施。
- (5) オランダとの交流事業などを通じた国際理解の推進。
- (6) 学校と市立美術館が連携し、鑑賞教室、出前授業、職場体験の受入れ、対話による美術鑑賞プロジェクトミテ・ハナソウの実施。

健やかな体

1. 食育の推進・健やかな体の育成〔指導課〕

- (1) 児童生徒の体力向上に向けての取組を推進。
- (2) 各学校における新体力テストへの積極的な参加と結果の分析。
【重点】児童生徒の体力向上の推進
- (3) 民間プールとの連携による水泳授業の取組。(佐倉小学校・西志津小学校)
- (4) 授業や学校給食試食会、家庭教育学級等による食育の推進。
【重点】食育の推進
- (5) 給食を生かした健康教育の推進。
- (6) 地場産物を中心とした献立作りの推進。
(津田仙給食、佐倉うまいもの自慢献立、城下町佐倉・江戸ぐるめ献立)
- (7) 生活習慣病予防教育における個別相談の充実。
- (8) 全小中学校におけるエピペン研修会の実施。
- (9) 健康診断、感染症予防など学校における必要な保健管理の実施。

ふるさと佐倉への愛着と誇り

1. 学校教育における「佐倉学」の推進〔指導課〕

- (1) 各学校における「佐倉学」の推進。
 - (2) 佐倉学副読本「ふるさと佐倉の歴史」の活用による指導の充実。
 - (3) 佐倉学研修会の開催。
 - (4) 希望校及び希望者を対象とした令和3年度「佐倉学検定」の実施。
- 【重点】学校教育における佐倉学の推進**

基本方針2

学校・家庭・地域が連携・協働し、安心できる教育環境を整備します

地域に開かれた学校運営

1. 地域に開かれた学校づくり〔教育総務課・学務課・指導課〕

(1) 教育懇話会、学校評議員会議、教育ミニ集会の開催。

【重点】教育懇話会の開催

(2) アイアイプロジェクト活動の推進。

(3) スクールガードフォーラム等の開催。

(4) 警備業者や教育委員会事務局職員による巡回パトロールの実施。

【重点】通学路の安全確保

(5) 学校運営委員会を通じた保護者や地域の方々の学校運営への参画。

【重点】学校運営委員会を活用した開かれた学校づくりの推進

(6) 学校評価の実施。

教育環境の整備

1. 学校の施設整備の推進〔教育総務課・指導課〕

(1) 学校施設等の計画的な整備の実施。(老朽化したトイレの改修工事の実施等)

【重点】幼稚園及び小中学校施設の環境整備

(2) 普通教室等の空調設備の維持管理の実施。

(3) 給食施設や設備の整備を実施。

【重点】給食施設設備の整備

2. 学校の教育環境の整備〔学務課・教育センター〕

(1) 小規模特認校に学校支援補助教員の配置。(弥富小学校・和田小学校)

【重点】小規模校学校活力の向上

(2) 少人数指導支援の実施。(井野小学校・西志津小学校・志津中学校)

(3) 小中学校の教材備品等の購入・維持管理。

(4) GIGAスクール構想に基づくICTを活用した学習環境の整備。

(5) 学校図書館における課題図書等の新規購入や新聞の配備。

(6) 学校図書館司書の配置。

3. 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進〔教育センター〕

(1) 佐倉市教育支援委員会の開催。

(2) 特別支援教育支援員の配置。

【重点】特別支援教育の推進

(3) 佐倉市特別支援教育連絡協議会によるサポート体制の構築。

(4) 学校支援コーディネーターの派遣。

(5) ことばの教室(言語通級指導教室)の設置。

【重点】教育相談の充実

4. いじめや不登校等への対応の充実〔指導課・教育センター〕

(1) 佐倉市いじめ対策調査会の開催。

【重点】いじめ防止対策推進事業

(2) 佐倉市いじめ防止子供サミットの開催。

(3) 学校支援アドバイザーを巡回派遣。

(4) 学校教育相談員による教育相談・発達相談、適応指導教室(志津教室・佐倉教室)の運営。

(5) 心の教育相談員やスクールカウンセラーによる相談活動の実施。

(6) 教育センター・教育電話相談室における相談の実施。

5. 教育に係る保護者の負担の軽減〔教育総務課・学務課〕

(1) 高校生を対象とした奨学金の支給。

(2) 小中学校就学援助制度による経済的な負担の軽減。

(3) 幼稚園型一時預かり事業の実施。

基本方針3

生涯にわたる学びを支援します

生涯にわたる学びの支援

1. 生涯学習の推進〔社会教育課・中央公民館・臼井公民館・公民館・図書館〕

(1) 「佐倉市教育の日」関連行事の開催。

【重点】「佐倉市教育の日」の推進

(2) 市民カレッジ、コミュニティカレッジさくら等の市民大学の開講。

【重点】市民カレッジ

【重点】コミュニティカレッジさくら

(3) 公民館・図書館における各種講座の開催。

(4) 学校や生涯学習に必要な視聴覚教材・機材の貸出。

(5) 『公民館だより』等の発行

(6) 子ども向けのおはなし会、おはなしきやらばん等の開催。

(7) 小学校等への訪問事業、講師派遣事業、職場体験の実施。

(8) 小中学生に向けた「夏休みおすすめブックリスト」の作成。

(9) 図書館における地域資料の収集・保全・活用。

(10) 学校開放の実施。

(11) 人権教育講座講演会の開催。

(12) 図書館における平和に関するパネル・資料の展示。

2. 生涯学習における「佐倉学」の推進〔社会教育課・公民館・図書館〕

- (1) 公民館における「佐倉学」をテーマとする各種講座の開催。
- (2) 公民館における佐倉っ子塾の開催。
- (3) 図書館における佐倉学関連講座の開催。
- (4) 図書館における「佐倉学」の普及促進。
- (5) 佐倉学子供作品展の開催。
- (6) 佐倉学推進会議の開催。

【重点】社会教育における佐倉学の推進

3. 地域活動の担い手の育成〔社会教育課〕

- (1) 市民カレッジ、ボランティア養成講座等の開催。
- (2) 市PTA連絡協議会や各地域教育活動団体の活動を支援。
- (3) 社会教育団体や地域ボランティアの活動を支援。

4. 家庭教育の充実〔社会教育課・公民館〕

- (1) 家庭教育講演会等の各種講演会の開催。
- (2) 中学生のための子育て理解講座の開催。
- (3) 家庭教育学級の充実。
- (4) 各公民館による家庭教育事業の実施。

【重点】家庭教育推進事業

5. 社会教育施設の整備の推進〔社会教育課・公民館・図書館・市民音楽ホール・美術館〕

- (1) (仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備に係る施設建設工事等の実施。
(令和2年度～令和4年度)

【重点】佐倉図書館の整備

- (2) 社会教育施設の整備・修繕の実施。
- (3) 図書館運営の基幹となる図書館システムの整備を実施。
- (4) 「新しい生活様式」に対応した図書館運営の実施。
- (5) 市民音楽ホールの施設・設備の点検・修繕の実施。
- (6) 市立美術館施設の整備の実施。

基本方針4

歴史・文化資産の保全、活用を推進し、芸術・文化を振興します

歴史・文化の保全活用

1. 歴史文化資産の保全・活用〔文化課〕

- (1) 国指定史跡である井野長割遺跡の保全・整備と活用。
【重点】井野長割遺跡の保全・整備と活用
- (2) 国指定史跡である本佐倉城跡の保全・整備と活用。
- (3) 旧平井家住宅・旧今井家住宅の維持管理・修繕の実施。
- (4) 埋蔵文化財と歴史民俗資料の保全・活用。
- (5) 市民文化資産の保全・活用。
- (6) 登録有形文化財制度の周知・活用。
- (7) 【継続】密蔵院薬師堂の修復。

2. 佐倉の魅力の掘り起こし〔文化課・美術館〕

- (1) 公民館・小中学校等の各種講座への講師派遣。
- (2) 旧堀田邸、武家屋敷、佐倉順天堂記念館の公開。
【重点】文化財普及活動の推進
- (3) 佐倉ゆかりの作家に関連した美術展覧会の開催。(年3回)

芸術・文化の振興

1. 芸術文化の普及の促進〔文化課・市民音楽ホール・美術館〕

- (1) 文化情報誌「風媒花」の発行。
- (2) 学校と市民音楽ホールが連携し、学校巡回音楽会、佐倉少年少女合唱教室、少年少女ハンドベル教室の開催。
- (3) 市民音楽ホールを拠点とした多彩な演奏会の開催。
- (4) 市立美術館を拠点とした各種展覧会の企画・開催。
- (5) 市民参加型の展示やワークショップ等の開催。

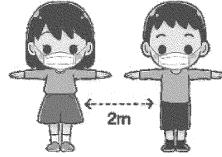
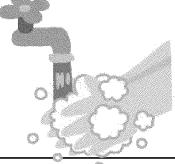
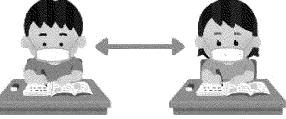
【重点】芸術文化の普及促進

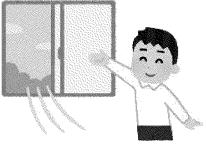
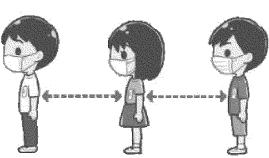
2. 市民の芸術文化活動への支援〔美術館〕

- (1) 新春佐倉美術展の開催。
- (2) 芸術文化活動の発表の場の提供。

「新しい生活様式」に基づく学校生活の流れ R3.1

佐倉市教育委員会

	児童・生徒	教職員
登校	<ul style="list-style-type: none"> ○1列に並び、間隔をあけて歩きます。 ○基本的にマスクを着用しますが、人との距離が十分とれれば、マスクを外せます。  	<ul style="list-style-type: none"> ○身体的距離の確保等について指導します。 
学校に着いたら	<ul style="list-style-type: none"> ○昇降口等では、順番を守り、速やかに上履きに履き替えます。 ○密集にならないようにします。 ○荷物を整理してから、まず手を洗います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○登校指導の中で、身体的距離の確保やマスクの確認をします。 ○水飲み場前での密集を避けるように指導します。 <ul style="list-style-type: none"> →適切な間隔を開けるようにポイントを打ち、蛇口から直接水を飲むことがないようにします。 
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・担任に健康観察カードを提出し、チェックを受けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○体調の確認を行い、体調不良の際には、保護者へ連絡し、管理職へ報告します。 
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的に正面を向いて学習しますが、グループ活動など対面での学習も段階的に実施します。 ○次の学習は、十分な感染対策を行った上で段階的に実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・理科における実験や観察 ・図工、美術等の共同制作 ・音楽における合唱、リコーダーや鍵盤ハーモニカ ・家庭科における調理以外の実習 ・体育における密集する運動や接触を伴う運動 ○教材教具の貸し借りはしません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業形態を配慮します。 <ul style="list-style-type: none"> →グループ活動や話し合い活動は、感染状況を踏まえて段階的に実施します。 ○学習環境・内容を配慮します。 <ul style="list-style-type: none"> →室内の換気に配慮して行います。 →共用の物の使い方を指導します。 →「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準に従って段階的に実施します。 ○教室の入口と出口を表示し、一方通行となるようにします。 
給食	<ul style="list-style-type: none"> ○衛生管理を徹底した上で、配膳は給食当番と担任が行います。 ○食事の前後は、必ず手洗いをします。 ○配膳時や食事中は、大きな声を出さないようにし、会話は控えます。 ○座席は、前向きのまま食事をとります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○給食当番の衛生チェックを行います。 <ul style="list-style-type: none"> →マスク・白衣の着用、手洗いの確認をします。 →体調を確認し、不良の場合は当番を行わないように指導します。 

休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○石けんで手洗いを行います。 ○換気をして教室内の空気を入れ替えます。 ○会話をする際には、一定の距離を保ち、体を接触させるような遊びは行いません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○室内の空気が入れ替わるよう工夫して換気をします。  <ul style="list-style-type: none"> ○トイレ・手洗い場の環境を確認します。 ○休み時間の過ごし方を見守り、体が接触するような遊びや活動を避けるよう声かけをします。
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ○換気をしながら通常掃除で行います。 ○分散して清掃を行います。 ○トイレ清掃は、手袋を着用し、衛生面に気を付けて行います。 ○清掃後は石けんで手洗いを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子供たちと一緒に活動します。 ○密集しないように場所、時間、人数について配慮します。 ○家庭用洗剤等を有効に活用し、特に大勢が触れる箇所は、水拭き後、消毒液等で拭きます。 ○終了後の手洗いの確認をします。 
帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察を行います。 ・異常があった場合は担任へ伝えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○体調の確認を行い、体調不良の際には、保護者へ連絡し、管理職へ報告します。
体育的 部活動 ・ 体育	<ul style="list-style-type: none"> ○開始前、休憩中、終了後など、手洗いをこまめに行います。 ○着替えの時は、会話はしません。 ○休憩中や活動後において、マスクを外して会話をすることはしません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○開始前に、健康チェックをします。 ○密集しないよう、活動の形態を工夫します。 ○休憩中や活動後の子ども達の様子を確認します。 
下校	<ul style="list-style-type: none"> ○1列に並び、間隔をあけて歩きます。 ○マスクを着用しますが、人との距離が十分とれれば、マスクを外せます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体的距離の確保について確認します。 →校門前、昇降口等で密集しないよう配慮します。 
全体を 通して	<ul style="list-style-type: none"> ○マスクについては、暑さや息苦しいと感じた時に自身の判断で外せます。外した場合はしゃべらないように気をつけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○マスク着用は、臨機応変に対応する。 児童生徒がマスクを自身の判断で外す場合は、私語等についての声掛けをします。

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（社会教育）

「集団感染拡大のリスクがあると考えられる活動」における施設利用の留意点

ご利用いただけない活動

● 室内でマスクを着用しない活動

例：管楽器、オカリナ、尺八など演奏時にマスクを着用しない活動はご利用できません。

● 調理、飲食を伴う活動

・・調理、飲食を伴う活動はご利用できません。

● 大声での発声、歌唱、声援による活動

例：合唱・コーラス・詩吟・カラオケなどの活動はご利用できません。

● 呼気が激しくなるような運動

例：舞踏・ダンスや運動・体操などの活動はご利用できません。

★ 感染リスクの高い活動を制限するものであって、団体を制限するものではありません。

ご利用の際に十分な配慮が必要な活動

● 手と手が届く範囲で触れ合う活動

例：手と手が触れるなどの身体的接触が懸念される場合は、人との距離（約2m）の確保など活動に工夫をしてください。

● 向かい合って会話する活動（近接・真向い）

例：語学サークル、囲碁、将棋などは人との距離（約2m）の確保や、向かい合って会話をする活動とならないように工夫をしてください。

お願い

★ 当施設をご利用する際は、必ず「注意事項」と「上記内容（施設利用の留意点）」について確認し、全員と共有してください（感染防止対策が確保できない場合は実施できません）。

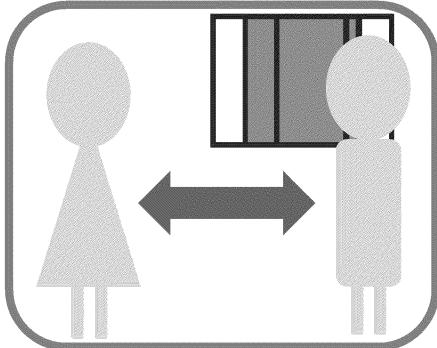
コロナ対応後の部屋の定員の範囲内で、利用をお願いいたします。

部屋名	コロナ対応後の定員	部屋名	コロナ対応後の定員
大ホール	100	調理室	調理室利用中止
研修室1	9	和室	12
ブレイルーム	6	会議室	9
研修室2	27	アトリエ	17
研修室3	18	工芸室	6
学習室1	20	学習室3	41
学習室2	20		

佐倉市立図書館の 新型コロナウィルス感染予防対策

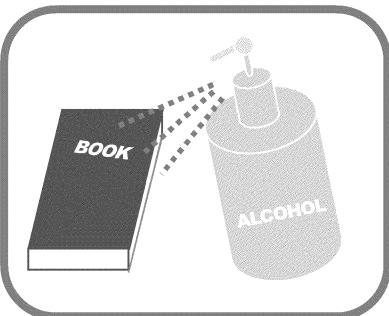
利用者のみなさまのご協力をよろしくお願ひします。

〔「三つの密」への対策〕



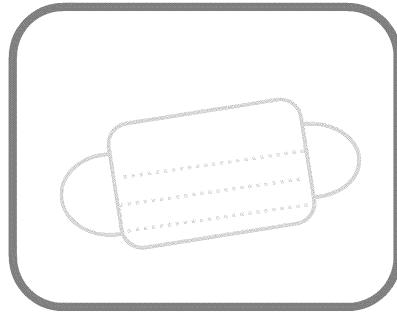
- ・視聴覚ブースのご利用を当面の間、休止します。
- ・本の案内業務を当面の間、休止します。
- ・館内では換気のため、窓を開けています。
- ・利用者の方に1時間以内での滞在をお願いします。
- ・利用者の方に他の方との距離をとりながらのご利用をお願いします。

〔館内、資料の接触感染への対策〕



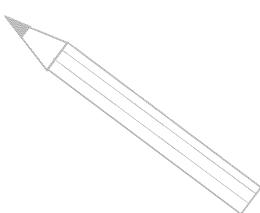
- ・アルコールなどを用い、館内、図書資料の消毒をまめに行います。
- ・返却資料は定期期間保管・隔離した後に、棚に戻します。

〔利用者、職員の安全確保のための対策〕



- ・利用者の方にマスクの着用、入館、退館時等の手洗い、手指の消毒をお願いします。
- ・職員は咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施します。
- ・飛沫防止のため、カウンターに透明フィルムを設置しています。
- ・30分に1回、当館の感染予防対策について館内放送にてお知らせします

〔利用者の方が感染した場合への対応〕



- ・入り口にて入館受付票のご記入をお願いしております。（提出は任意です）
※新型コロナウィルス感染予防以外の目的では使用せず、一ヶ月後
を目途に破棄させていただきます。

志津図書館

いじめ問題に関する取組状況について

佐倉市教育委員会 指導課

1 事業に係る取組状況

(1) 佐倉市いじめ問題対策連絡協議会

例年7月に法務局、児童相談所、警察署、市長関係部局等の関係機関の代表を集め、意見交換等を行う会議。今年度は新型コロナウイルスの影響で書面開催。

(2) 佐倉市いじめ対策調査会

8月に市内の状況報告やいじめ対策について報告し、審議を行う予定。

(3) 佐倉市いじめ防止子供サミット

例年、8月に市内3・4の中学校の代表児童生徒を集めて開催。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一同に会して集まって実施はしないが、小中学校の実態に照らした課題を提示し、各校で展開する予定。

(4) 人権週間等における人権擁護授業等

12月4日～10日の人権週間において、各校が人権集会や人権に関する授業等に取り組むなど、教育活動全般において人権意識の高揚に努めている。

(5) 学校支援アドバイザー

いじめ問題や生徒指導諸問題に対して助言をするため、学校支援アドバイザーを派遣して巡回指導を行っている。毎月、学校支援アドバイザーミーティングを開催し、情報交換等を行っている。

※学校支援アドバイザーは5名の職員で構成し、各々3小学校の拠点校を持ち、拠点校を中心に佐倉市全校を巡回している。

2 市内小中学校のいじめの状況（令和2年度の状況）

(1) 認知件数 ※（ ）内の数字は前年度比

小学校	中学校	小中合計
387件	134件	521件

(2) 内容（上位3項目を表示。複数回答可の調査項目。）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる : 304件
- ・軽くぶつかられたり、遊んだふりをして叩かれたり蹴られたりする : 95件
- ・仲間はずれ、集団による無視 : 69件

(3) 発見のきっかけ（上位3項目を表示。複数回答可の調査項目。）

- ・本人からの訴え : 171件
- ・本人の保護者からの訴え : 145件
- ・アンケート : 95件

令和2年度 佐倉市小・中学校におけるいじめの状況について

(令和3年3月末現在)

1. いじめの認知件数

	令和2年3月末	令和3年3月末	前年度同月比較
小学校	474	387	－ 87
中学校	148	134	－ 14
合計	622	521	－ 101

2. R3年3月末 いじめの状況

	解消している	取組中	その他	合計
小学校	298	87	2	387
中学校	108	25	1	134
合計	406	112	3	521

3. R3年3月末 いじめの内容(件数の多いもの上位3項目) ※複数選択可

	小学校	中学校	合計
冷やかしやからかい、悪口や脅かし、文句や嫌なことを言われる	223	81	304
軽くぶつかられたり、遊んだふりをして叩かれたり、蹴られたりする	82	13	95
仲間はずれ、集団による無視	52	17	69

4. いじめ発見のきっかけ

		R 2年3月末			R 3年3月末		
		小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
学校が発見		160	32	192	121	37	158
内 訳	担任教師	45	16	61	37	11	48
	担任外教師	17	10	27	9	6	15
	養護教諭	1	0	1	0	0	0
	S C ・相談員	3	1	4	0	0	0
	アンケート	94	5	99	75	20	95
学校以外からの発見		314	116	430	266	97	363
内 訳	本人	170	65	235	111	60	171
	本人の保護者	94	31	125	119	26	145
	他の児童生徒	34	12	46	21	8	29
	他の保護者	15	8	23	13	3	16
	地域住民	1	0	1	0	0	0
	関係機関	0	0	0	2	0	2
	その他 (匿名等)	0	0	0	0	0	0
合計		474	148	622	387	134	521